

定 款

(名 称)

第1条 本社は、日本アマチュア無線連盟上越クラブと称し、JARL 上越クラブまたは上越アマチュア無線クラブと略称する。

(事務所)

第2条 本社の事務所は、上越市北城町 1-3-28 に置く。

(目 的)

第3条 本社の目的は、営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好を増進し、あわせて無線科学の向上と発展に貢献することにある。

(事 業)

第4条 本社は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) アマチュア局の設置と法令を遵守した運用
- (2) アマチュア無線についての調査研究
- (3) その他、本社の目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第5条 本社の会員は上越地方在住の無線従事者の資格を有する者を原則とするがアマチュア無線技術に興味を有する者や他地域在住のアマチュア無線愛好家を含むことができる。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 会費の滞納
- (2) 死亡
- (3) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき

(会員の権利)

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本社の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること
- (2) 正員は、総会の議決権を行使すること
- (3) 准員は、総会において意見を述べること

(会 費)

第8条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 会費(年額) 1,200 円 とする。ただし、同一世帯の2人目以降の会員と在学者は無料とする。
- (2) 入会初年度は会費を免除する。ただし、3年以内の再入会者は前項とする。

(役 員)

第9条 本会社に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 会計 1 名 他役員若干

(役員を選出)

第10条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 役員会は、正会員の中から会長を選任する。
- (2) 会長は正会員の中から役員を委嘱する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員業務)

第12条 役員業務を次のとおり定める。

- (1) 会長は、本団を代表し、業務を掌握し統括する。
- (2) 役員は、会長を補佐し、本団の業務を執行する。
- (3) 会計は、本団の会計および役員職務を監査する。

(役員会)

第12条 役員により構成される役員会は、会長が招集し、本団の業務の執行に必要な事項を決定する。

(総会)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、役員会または正員2分の1以上から理由を付して要求のあった時開催する。

(議決方法)

第15条 総会、理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議事)

第16条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 定款の変更
- (3) 重要な財産の得喪
- (4) 解散

(資産)

第17条 本団は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金、その他の収入とする。

(会計年度)

第18条 本団の年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(届出)

第19条 会長は、以下の場合、総合通信局長に対し届出を行うものとする。

- (1) 正員である構成員に変更があった時は、すみやかに総合通信局長に届け出ること。
- (2) この定款または役員について変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長届出なければならない。

制定 昭和58年2月 1日

改訂 令和 2年4月26日